清須市国民健康保険税条例の改正(案)内容について

- ○施行期日…平成28年4月1日
- ○改正内容…地方税法等の改正に伴い、軽減世帯の拡大と課税限度額の引上げを行う。

1 保険税軽減世帯の拡大について

- ○27年度消費者物価指数が前年度比1.4%上昇すると見込まれる。
- ○物価上昇によって従前の軽減対象者が対象外とならないようにするため、5割軽減及び2割軽減対象者の軽減基準額を引上げる。

(1) 内容

■軽減基準額(軽減基準額以下の場合、均等割・平等割を軽減します。)

7	改正なし					
割軽減	前年の合計所得が、33 万円以下の世帯					
5割軽減	所得基準額の引上げ					
	前年の合計所得が、					
	33 万円+(<u>26 万円</u> ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯					
	(給与収入 <u>182 万円</u> 、3 人世帯)					
	33 万円+(26.5 万円 ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯					
	(給与収入 <u>184 万円</u> 、3 人世帯)					
2 割軽減	所得基準額の引上げ					
	前年の合計所得が、					
	33 万円+(<u>47 万円</u> ×被 <u>保険者</u> 及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯					
	改正後 (給与収入 <u>274 万円</u> 、3 人世帯)					
	前年の合計所得が、					
	33 万円+(<u>48 万円</u> ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯					
	(給与収入 <u>278 万円</u> 、3 人世帯)					

(2) 軽減世帯の状況(27年度本算定)

7割軽減 2,060世帯(2,060世帯/9,869世帯:20.9%) 5割軽減 1,160世帯(1,160世帯/9,869世帯:11.8%) 2割軽減 1,059世帯(1,059世帯/9,869世帯:10.7%)

2 保険税課税限度額の引上げについて

○高所得者の保険税負担を引上げ、中間所得層の負担を緩和するため、医療分及び後期 支援金分の課税限度額を引き上げる。

(1) **内容** 単位:円

	\			医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	<u> </u>		
所		得	割	5.0%	1. 1%	0.9%	7.0%		
資		産	割	29.0%	10.0%	5.3%	44.3%		
均	等	割/	人	14, 500	5, 500	5, 700	25, 700		
平	等	割/世	帯	17, 000	6,000	5, 100	28, 100		
現	行	課税限別	度額	520,000	170,000	160, 000	850,000		
改正後 課税限度額			度額	540, 000	190, 000	160, 000	890, 000		
差			引	+20, 000	+20, 000	_	+40, 000		

(税率については、改正後税率)

(2) 影響見込額

C保 険 税 +約7,500千円

└対象世帯 医療分242世帯 後期分162世帯